

久慈市再犯防止推進計画

「RE：START」

令和3年11月1日

久慈市

目 次

1	はじめに	1
2	計画の基本的な考え方	2
	(1) 計画策定の趣旨	2
	(2) 計画の位置付け	2
	(3) 計画の期間	2
	(4) 取り組み方針	2
3	久慈市の状況	4
	(1) 罪種別検挙の状況	4
	(2) 再犯者率の状況	5
4	具体的な取り組み	6
	(1) 安全で安心なまちづくりの推進	6
	(2) 就労支援・住居の確保支援の充実	8
	(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進	10
	(4) 非行の防止・学校と連携した修学支援の実施	12
	(5) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	14
5	おわりに	15

参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律（概要）	16
久慈市再犯防止推進協議会設置要綱	18
庁内再犯防止推進計画連絡会議	20

1 はじめに

久慈市では、社会を明るくする運動や安全で安心なまちづくりの推進、地域全体で支え合い、助け合いの活動を推進するまちづくりの実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

現在、わが国では、平成 16 年以降、刑法犯の検挙件数が減少している一方、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加しています。その結果、犯罪を減らすために、再犯を防止することが重要な取り組みとして認識されるようになりました。

犯罪をした人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な人などがいます。そのなかには、社会に復帰することができず、再び犯罪に手を染める人がいることから、犯罪をした人の立ち直りを支え、社会に受け入れることが課題となっています。

市は、これまでに取り組んできた安全で安心なまちづくりを推進し、犯罪が起きにくい地域づくりを一層すすめるとともに、生い立ちや年齢、障がいなどの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を進めることで、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

本計画は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の概念を取り入れています。

SDGs 17 の目標のうち、本計画に関わる主なものは次のとおりです。



1 貧困をなくそう

1 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2 飢餓をゼロに

2 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食糧の安定確保と栄養状態の改善を達成する



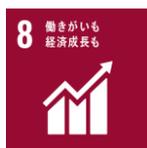
3 すべての人に健康と福祉を

3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4 質の高い教育をみんなに

4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



8 働きがいも経済成長も

8 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する



10 人や国の不平等をなくそう

10 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

11 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



16 平和と公正をすべての人に

16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



17 パートナーシップで目標を達成しよう

17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

全国における刑法犯認知件数は減少する一方で、検挙人数に占める再犯者の人員の比率は一貫して上昇し続けるなど、安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘され、2016年（平成28年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「推進法」という）が制定、施行されました。

同法第8条では、「都道府県及び市町村は、再犯防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、また、久慈市においても、罪を犯した者の円滑な社会復帰を後押しし、再犯を防止することにより、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、久慈市再犯防止推進計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

この計画は、推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画を勘案して策定します。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

(4) 取り組み方針

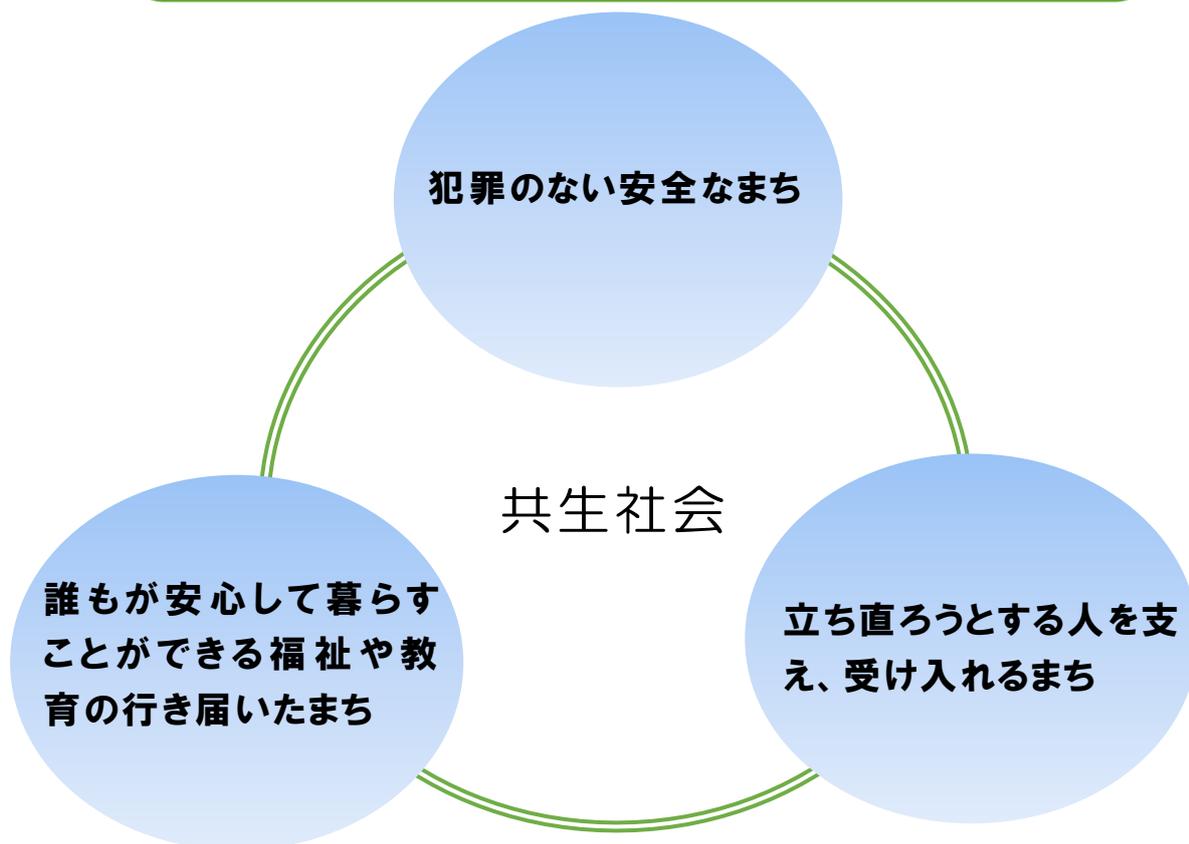
国の基本方針を踏まえ、次の取り組みを推進します。

- ① 安全で安心なまちづくりの推進
- ② 就労支援・住居の確保支援の充実
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止・学校と連携した修学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

< 取り組み方針 >

① 安全で安心なまちづくりの推進

防犯意識の向上を図るとともに、死角のないまちづくりや地域の環境美化を進めることで、犯罪や犯罪被害の起きにくい安全で安心なまちの実現を目指します。



② 就労支援・住居の確保支援の充実

③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進

④ 非行の防止・学校と連携した修学支援の実施

支援を必要とするすべての人をサポートする体制を整えることで、一人ひとりが尊重され、誰もが地域でいきいきと暮らし続けられるまちの実現を目指します。

⑤ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

民間協力者※の方々との協力により、更生保護活動を促進するとともに、罪を犯した人たちの更生について、地域の理解を深めることで、立ち直ろうとする人を受け入れ、見守るまちの実現を目指します。

※民間協力者：保護司、更生保護女性の会、BBS会、協力雇用主会をはじめ多くの民間の方々、更生保護のしくみを支えています。

3 久慈市の状況

(1) 罪種別検挙の状況

久慈警察署における過去3年間（平成29年から令和元年）の罪種別検挙人数は、下表のとおりです。

[岩手県久慈警察署]

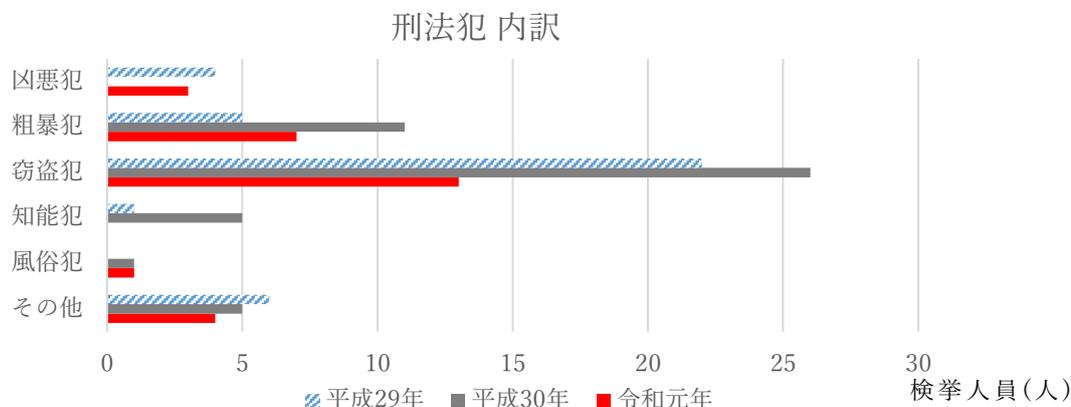
罪種別検挙人員	総数	初犯者	再犯者	犯行時の年齢別(歳)						
				20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65以上	
平成29年	刑法犯総数	39	15	24	6	3	10	7	3	10
	凶悪犯	4	3	1	2	1	0	0	1	0
	粗暴犯	5	2	3	0	0	3	1	1	0
	窃盗犯	22	7	15	2	1	5	4	1	9
	知能犯	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	風俗犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	覚せい剤取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年	刑法犯総数	48	28	20	4	9	8	6	4	17
	凶悪犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗暴犯	11	8	3	0	5	2	2	0	2
	窃盗犯	26	14	12	3	3	4	1	3	12
	知能犯	5	3	2	1	0	2	1	1	0
	風俗犯	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	覚せい剤取締法	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年	刑法犯総数	28	17	11	2	5	8	2	2	9
	凶悪犯	3	2	1	0	0	2	0	0	1
	粗暴犯	7	6	1	0	2	3	0	1	1
	窃盗犯	13	5	8	1	2	2	2	1	5
	知能犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	風俗犯	1	1	0	0	1	0	0	0	0
	覚せい剤取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	2	1	1	2	0	0	0	0	0

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。（少年データは含まれません。）

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

注2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

久慈警察署の罪種別刑法犯検挙状況は、空巢、万引き等の窃盗犯が多くの割合を占めています。次いで、暴行、傷害等の粗暴犯が多く、殺人や強盗、放火等の凶悪犯罪は少ない傾向にあります。

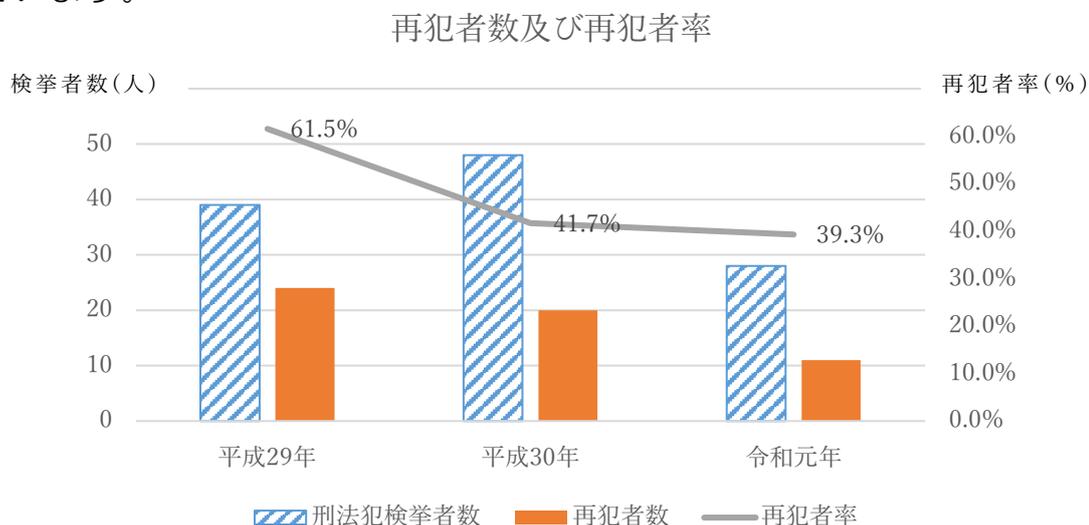


●用語の意味

刑法犯	凶悪犯	殺人・強盗・放火・強制性交等々の犯罪をいう
	粗暴犯	暴行・傷害・脅迫・恐喝等の犯罪をいう
	窃盗犯	他人の財産を窃取する全ての行為（空巢、万引き、自転車盗など）
	知能犯	詐欺・横領・偽造・贈賄・背任等の犯罪をいう
	風俗犯	わいせつ・賭博等の犯罪をいう
	その他	占有離脱物横領・公務執行妨害・住居侵入・逮捕監禁・器物損壊等

(2) 再犯者率の状況

過去3年間（平成29年から令和元年）の久慈警察署の刑法犯検挙総数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は、約47.8%です。全国の48.8%より低い水準ですが、検挙者のうち約2人に1人が再犯者となっています。



4 具体的な取り組み

（1）安全で安心なまちづくりの推進

犯罪や犯罪被害の起きにくい、誰もが安全に安心して暮らせるまちの実現を目指します。

◆防犯意識の向上

犯罪を防ぐためには、一人ひとりの防犯意識の向上が重要です。防犯に関する各種キャンペーンや町内会の回覧など様々な媒体を活用し、地域における防犯意識の向上を図ります。

◆地域ネットワークの充実

各関係者が集まり情報を共有する場を設けることで、関係機関が連携して取り組むことができる環境を整えます。

具体的な取り組み

●防犯ネットワーク

警察や防犯協会などの関係機関・団体が相互に協力連携して、安全・安心なまちづくりに向けた啓発活動を推進することにより、被害を防止し、犯罪の起きにくい社会づくりを推進します。

【生活環境課】

●防犯ボランティア活動の推進

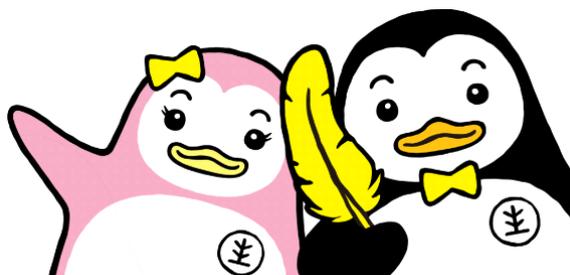
市内の街頭犯罪を未然に防止し、子どもの安全を確保するため通学路、遊び場において子どもの安全を見守り、地域ボランティアが行う防犯パトロールや見守り活動などの取組をサポートします。

【生活環境課】

●防犯灯の設置

市有防犯灯を適正管理するとともに、町内会が地域の治安向上を目的に防犯灯を設置する際の設置費及び維持管理費を支援します。

【生活環境課】



●地域見守り協力事業

市内で業務を行う事業者等と協定を締結し、訪問先の高齢者、子ども、障がい者のいる世帯等に異変を感じた場合、市に連絡し、また緊急時には消防や警察に通報できる体制を拡大していきます。

【社会福祉課】

●人権教育・啓発行動計画

市民が人権の意義やその重要性について理解を深めるとともに、市民と行政が一体となって、人権という普遍的文化を市民生活の中に定着させていくことを目的に、学校・家庭・職場・地域社会などあらゆる場における人権教育と啓発を推進します。

【生活環境課】

●子ども110番の家

子どもが、誘拐や暴力、痴漢など何らかの被害にあった、またはあいさうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動を推進します。

【久慈警察署】

●障がいへの理解促進

障がいの特性や配慮についての理解を深め、思いやりの心や助け合いの心を養い、自分たちが暮らしている地域への理解と関心を高めるため、ふれあい福祉まつりや福祉作文コンクール等の開催を推進します。

【社会福祉協議会】

●再犯の防止等に関する情報の共有

保護観察所や警察等の関係機関、久慈地区保護司会や更生保護女性の会をはじめとする民間協力者と、再犯の防止等に関連する情報を共有し、課題の解決に努めます。

【社会福祉課】

●消費者救済資金の貸付

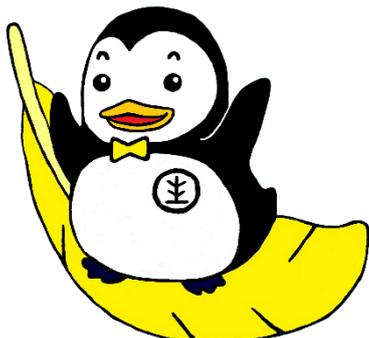
消費者金融等による消費者債務の整理、生活の再建、消費者被害による救済、消費者訴訟の提起等に要する資金を必要とする方に対し、消費者信用生活協同組合が窓口となって資金を貸し付けすることにより、生活の安定と福祉の向上を図ります。

【消費生活センター】

●ひとり親家庭日常生活支援

社会的・経済的に不安定な状況におかれているひとり親家庭等の自立を図るため、県が実施している日常生活の支援や母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けについて、受付を行っています。

【子育て世代包括支援センター】



（2）就労支援・住居の確保支援の充実

就労支援や住居確保支援を通じて、市民の生活安定を図ります。

◆就労支援の充実

刑務所出所者等であるか否かに関係なく、利用可能な既存の各種施策・制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携により、一人ひとりの状況に応じた、就労支援を行います。

◆安心居住の推進

多様な人々の暮らしに配慮した、居住の安定を支援します。

具体的な取り組み

●就労支援

ハローワークやジョブカフェ等と連携して就職及び就労の定着を図ります。【社会福祉課】

●就労に向けた準備支援

専門の就労支援相談員が一人ひとりの状況に寄り添い、社会生活に関する自立支援や就労体験の実施、就労に向けた知識・技術の習得など、自立までの一貫した支援を実施します。【社会福祉課】

●高齢者への就労支援

高齢者が長年培った豊富な知識や経験、技能を活かし、働きながら地域社会の発展に寄与し、生きがいをもって社会参加できるよう、また、就労の場の確保を図るため、ハローワークやシルバー人材センター等と連携して、働くことを支援します。

【商工観光課】

●障がい者就労支援センターの運営

障がいのある方の個々の状況に応じて、就職への意識付け・生活習慣指導・生活設計等の相談支援、適正評価、職探し、実習同行、職場環境や障がい理解などの調整、定着支援等を実施します。また、施設の職員・利用者・保護者に対して就労の情報提供を行うとともに、障がいのある方を雇用している企業に対して助言や支援、障がい者雇用企業の新規開拓を実施します。さらに、広報活動を通じて障がい者雇用の普及啓発を行います。

【社会福祉課】

●就労支援事業の普及啓発

法務省が推進する協力雇用主制度や受刑者等雇用相談窓口「コレワーク東北」等、関係機関と連携した広報・周知に努めます。

【社会福祉課】

●福祉就労サービスの提供

通常の企業や事業所に勤めることが困難な障がいのある人に、生産活動その他活動の機会を提供するとともに就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行い、自立に向けた支援を行います。

※雇用契約を結んでサービスを提供する就労継続支援A型事業所と雇用契約を結ばずサービスを提供するB型事業所があります。

【社会福祉課】

●市営住宅

市営住宅を整備し、住宅に困窮している方で、所得が法令で定められた基準内の方に市営住宅を提供します。

【建設企画課】

●生活困窮者自立支援事業

生活と就労に関する支援員を配置しワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点となり、一人ひとりの状況に応じた自立支援プランを作成し、生活困窮者が社会的、経済的自立ができるよう支援を行います。

【社会福祉協議会】

●住居確保給付金

離職等により住居を失った方、または失う恐れが高い方へ、期限付きで住居確保給付金を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで、就職活動を支援することで、居住の安定及び就労機会の確保を図ります。

【社会福祉課】

●生活困窮者家計相談支援事業

相談支援員を配置し、債務者相談窓口や資金貸付者等と連携のうえ、収入・支出の把握、滞納の解消や各種給付、貸付制度の利用支援を行います。

【社会福祉協議会】

●住宅確保要配慮者への支援

住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、保護観察対象者等）の民間賃貸住宅への円滑な入居を可能とすることを目的とする住宅セーフティネット制度に関する問い合わせ先や募集状況等について、情報提供することに努めます。

【建設企画課】

●高齢者への住まいの情報提供

在宅での生活が難しい高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、介護施設などの情報提供を図ります。

【地域包括支援センター等】

●協力雇用主支援

市営建設工事等総合評価落札方式において、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対して、社会貢献活動や地域貢献活動として加点することについて、検討を行います。

【財政課】

（3）保健医療・福祉サービスの利用の促進

一人ひとりが尊重され、誰もが地域でいきいきと暮らし続けられるまちの実現を目指します。

◆相談・対応支援の充実

様々な相談を気軽に行うことのできる体制を整えるとともに、相談内容に応じた福祉サービスを適時提供する体制を築きます。

◆認知症支援の充実

認知症の早期発見と治療に努め、生涯できる限り住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるように支援の充実を図ります。

◆障がい者福祉サービスの推進

障がい者が日常生活で必要とするサービス・支援の充実を図ります。

具体的な取り組み

●福祉なんでも相談

生活上の心配事、困り事等について、社会福祉士など専門職員が地域で安心して暮らすことができるように相談に応じます。

【社会福祉協議会】

●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って、生活困窮者や高齢者、ひとり親家庭、障がい者、生活に困っている人などの相談を受け、支援を行ったり必要な福祉サービスにつなぐ役割を果たしていきます。

【社会福祉課】

●生活福祉資金の貸付

所得が減少した世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯等に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、無利子又は低利子で資金の貸付けを行います。

【社会福祉協議会】

●応急生活資金の貸付

市民の経済的自立と生活意欲の促進を図るため、無利子で応急に必要生活資金貸付けを行い、生活の安定と福祉の増進を図ります。

【社会福祉課】

●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、障がい者等、自身の判断能力に不安がある方に対して、福祉サービスの利用手続き、公共料金の支払い、大切な書類の保管等をお手伝いします。

【社会福祉協議会】

●地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを設置しており、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職員が、介護予防ケアマネジメント、各種相談、申請受付など総合的な支援を行っています。

【地域包括支援センター】

●障がい者相談支援事業

福祉相談員を設置し、障がい者の方及び家族からの福祉に関する相談に応じています。相談を通して、相談者の抱える多様な課題を把握し、適切な支援につなげるほか、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を実施します。

【社会福祉課】

●認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識と理解の促進を目的に、地域住民、職域、学校を対象にサポーター養成講座（事前申込制の出前講座）を実施しています。認知症サポーターは、認知症の人や家族をできる範囲で応援し、見守りなどを行います。

【地域包括支援センター】

●認知症カフェ

NPO 法人などが運営する認知症カフェの活動を支援します。認知症の方とその家族、地域住民、専門職など誰でも気軽に集まることができ、喫茶とおしゃべりを楽しみながら認知症について理解を深める場を提供します。

【地域包括支援センター】

●自立支援医療

精神障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害の状態の軽減のために必要な医療について自立支援医療費を支給します。

【社会福祉課】

●成年後見制度の利用支援

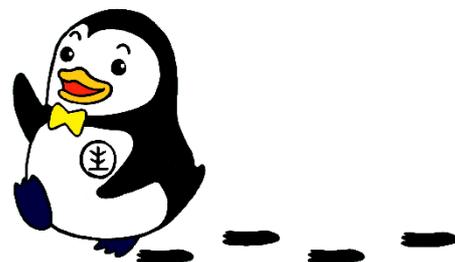
認知症の高齢者、障がい者等判断能力が不十分な方が成年後見制度利用に必要な費用を負担することが困難な場合に、申立費用や後見人の報酬等の補助を行います。

【社会福祉課】

●関係団体との連携

社会福祉協議会や民生委員・児童委員が出席する会議・研修等で、再犯防止推進計画を周知するとともに、犯罪をした者等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする者についての課題を共有します。

【社会福祉課】



（４）非行の防止・学校と連携した修学支援の実施

家族、学校、地域が密接に連携・協力することで、児童・生徒が安心して修学し、安全にのびのびと成長できる環境を整えます。

◆相談・対応支援の充実

教育や子育て、進路等に悩んだときに、気軽に相談を行うことのできる体制を整え、相談内容に応じて必要なサービスを適時提供する体制を築きます。

◆青少年健全育成の充実

非行を生まない地域社会の実現に向けて、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支えます。

◆進学等に必要な資金援助の充実

学習費用や受験料の捻出が困難な世帯を対象に、子どもたちの進学に必要な資金を援助します。

具体的な取り組み

●子どもと家庭に関わる総合相談の実施

子ども家庭支援員を設置し、子どもや家庭に関する総合相談を実施します。相談者に寄り添い、相談内容に応じた福祉サービスの提供や専門機関との連携による対応を実施します。

【子育て世代包括支援センター】

●子どもの居場所づくりの推進

子どもたちの居場所を確保し、健全な成長に寄与することを目的に、自由遊びや学び、体験活動ができる「放課後こども教室」や「学童クラブ」を推進していきます。

【生涯学習課】

【子育て世代包括支援センター】

●青少年健全育成活動

専任補導員を設置し、関係各機関と連携を図りながら、少年非行防止のための街頭補導活動や少年相談等の活動を行います。

【少年センター】

●スクールカウンセラー・SSWによる相談対応の実施

市内小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、いじめなどの問題行動や不登校等防止や抑制のため、カウンセリングや教員への助言を行います。

【学校教育課】

●奨学金

高等学校、大学及び専修学校等に進学を希望又は在学し、学資の支弁が困難な者を対象に、必要な資金の貸付を行っていきます。

【教育総務課】

●久慈市小中高生指導連絡協議会

小中高生の生徒指導、特に問題行動の原因分析とその対策、問題行動傾向をもった児童生徒の早期発見とその指導強化を図ります。

【学校教育課】

●就学援助事業

生活保護世帯及び生活保護に準じる生活に困窮した世帯の児童・生徒の保護者に対し、給食費、学用品費等、就学に必要な経費を支給します。

【教育総務課】

●久慈地域生徒指導推進協議会

久慈地域児童生徒の健全育成を図るため、関係市町村の生徒指導連絡組織を中核に関係機関、地域社会の組織と連携をはかり、生徒指導を広域的総合的に進め、その充実強化を図ります。

【学校教育課】

●いわて家庭の日

青少年が健やかに成長するため、子どもと向き合い、家族みんなで過ごす、家族そろって食事をする日、毎月第3日曜日の「いわて家庭の日」の普及啓発に努めます。

【少年センター】



●関係機関との連携

BBS 会が行う地域の非行防止活動等に協力します。

また、法務少年支援センターいわてが行う地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）活動について、普及啓発を行います。

※BBS(Big Brothers and Sisters Movement の略)：様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

※法務少年支援センターいわて：少年鑑別所法第 131 条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動に取り組む国の機関。

【少年センター】

（5）民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

民間協力者の方々との連携により、犯罪をした人たちの立ち直りを支えるとともに、広報・啓発活動の推進により、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について地域の理解促進に努めます。

◆民間協力者への活動支援の充実

民間協力者の方々の活動を支援することで、市内の更生保護活動が活発となるように努めます。

◆広報・啓発活動の推進

社会を明るくする運動をはじめとした広報活動を推進し、立ち直ろうとする人を地域社会で受け入れる土壌を育てることや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域を築くことを目指します。

具体的な取り組み

●更生保護団体への活動支援

市ホームページや広報誌において、保護司、更生保護女性の会、BBS 会等の更生保護ボランティアや民間ボランティアの活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。

また、保護司会の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営を市保有施設の無償提供によって支援します。

【社会福祉課】

●社会を明るくする運動の推進

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について地域の理解を深めることを目的として、社会を明るくする運動を推進します。

【社会福祉課】

●薬物乱用防止や薬物依存症治療に関する啓発活動

薬物乱用の弊害を広く周知するために普及啓発活動を推進します。

【保健推進課】

●人材確保の支援

保護司、更生保護女性の会、BBS 会等のボランティア等の募集の呼び掛けに協力し、人材の確保を支援します。

【社会福祉課】

●少年補導員に対する支援

少年補導員に対して、活動用ジャンパー・腕章を支給する等の支援を行います。

【少年センター】

●更生保護団体への補助金の交付

更生保護活動の促進に寄与することを目的として更生保護団体に対して補助金を交付することにより、地域の再犯防止活動を支援します。

【社会福祉課】

●矯正施設の広報活動

市主催のイベントや公共施設内において、矯正施設で実施している作業、教育、訓練及び刑務所作業製品等を紹介する機会を設けることにより、刑務所の活動について、市民の理解促進を図ります。

【社会福祉課】

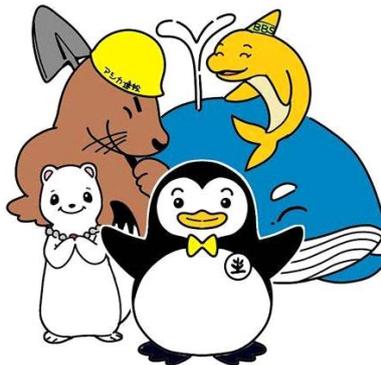
5 おわりに

久慈市は、「共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり」を基本理念とし、様々な行政サービスを提供しています。

この理念のもと、本計画では、犯罪や非行をした人が地域社会に戻ったときに、保護観察所や警察をはじめ、民間協力者、行政、医療・福祉機関等、様々な主体が連携して、再犯の防止を推進していきます。

また、再犯防止の推進には、罪を犯した人たちの更生について地域に住み、働き、学び、活動するあらゆる人々の理解を深めることが最も大切であることから、民間協力者の方々との協力により、社会を明るくする運動をはじめとした広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。

久慈市は、再犯防止推進法の趣旨に鑑み、これからも犯罪のない地域づくりに力を注ぐとともに、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の取り組みを推進してまいります。



更生保護のマスコットキャラクター「更生ペンギンのホゴちゃん」のイラストを使用しております。立ち直ろうとしている人をいつも温かく見守り、犯罪や非行のない明るい社会を願う心優しいペンギンです。チャームポイントは胸の「生きるマーク」。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）概要

1 目的（第 1 条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義（第 2 条）

- 1 犯罪をした者等
犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等
犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が非行少年となることを防ぐことを含む。）

3 基本理念（第 3 条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4 国等の責務（第 4 条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5 連携、情報の提供等（第 5 条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6 再犯防止啓発月間（第 6 条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7 月）を設ける

7 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定（閣議決定）
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - （ア）再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - （イ）再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - （ウ）犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - （エ）矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】

（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進協議会設置要綱

制定 令和3年8月25日（久慈市告示第117号）

（設置）

第1 久慈市における再犯の防止等に関する施策を推進するため、久慈市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 再犯の防止等に関する施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する再犯防止推進計画の策定等に関すること。
- (3) その他再犯の防止等の推進に関し協議会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3 協議会は、委員16人以内をもって組織し、委員は別表に掲げる機関又は団体に所属する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 協議会に会長を置き、会長は生活福祉部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第4 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置することができる。

（秘密を守る義務）

第5 協議会の委員は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第6 協議会の庶務は、生活福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第3関係）

連番	機関又は団体
1	盛岡保護観察所
2	盛岡少年刑務所
3	盛岡少年院
4	盛岡少年鑑別支所
5	久慈地区保護司会
6	久慈地区更生保護サポートセンター
7	久慈地区更生保護協力事業主連絡協議会
8	久慈地区更生保護女性の会
9	山形地区更生保護女性の会
10	久慈地区BBS会
11	久慈地区防犯協会連合会
12	社会福祉法人久慈市社会福祉協議会
13	久慈警察署
14	久慈保健所
15	久慈公共職業安定所
16	久慈市生活福祉部

庁内再犯防止推進計画連絡会議

【委員構成】

所属・職位	
総務部	財政課長
生活福祉部	生活環境課長
	保健推進課長
	地域包括支援センター所長
	子育て世代包括支援センター所長
建設部	建設企画課長
教育委員会事務局	教育総務課長
	学校教育課長

【事務局】

所属・職位	
生活福祉部	生活福祉部長
	社会福祉課長
	社会長寿係長
	少年センター専任補導員

久慈市再犯防止推進計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年11月1日発行

発行 久慈市

編集 生活福祉部社会福祉課

〒028-8030

久慈市川崎町1番1号

電話 0194-52-2119 (直通)

FAX 0194-52-2364

久慈市のホームページアドレス

<http://www.city.kuji.iwate.jp/>